

熊本県農人ボランティア事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、農山漁村地域において高齢化や担い手不足等の課題を抱える生産者と農業に関心を持つ都市住民の交流の場を提供し、農業生産現場における人材不足の解消及び農業への理解促進等を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農人ボランティア 無償で農業の支援をする者をいう。
- (2) 受入希望農家 農人ボランティアの受入れを希望する農業経営者をいう。
- (3) ホームページ 熊本県が管理、運営する「くまもとふるさと応援ねつとホームページ」をいう。

(農人ボランティアの参加等)

第3条 農人ボランティアに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 原則、熊本県内に在住している者
 - (2) 満18歳以上の者（ただし、成年者の監督下にあるグループの一員として当該活動に従事する場合かつ受入農家が参加を認める場合は、18歳以下の者でも参加可能とする。）
 - (3) 熊本県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当しない者
 - (4) その他、県が提示する条件を満たす者
- 2 前項の規定を満たす者で、農人ボランティアの参加を希望する者は、農人ボランティア参加申込書（別記第1号様式）を知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出した農人ボランティア参加申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに知事へ申し出るものとする。

(受入希望農家の申請等)

第4条 農人ボランティアの受入れを希望することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 熊本県内において農産物を生産、販売する農業経営者

- (2) 満18歳以上の者
 - (3) 熊本県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当しない者
 - (4) その他、県が提示する条件を満たす者
- 2 前項の規定を満たす者で、農人ボランティアの受入を希望する者は、受入を希望する日の原則として1か月前までに農人ボランティア受入希望申込書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出した農人ボランティア受入希望申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに知事へ申し出るものとする。

（農人ボランティアの募集等）

- 第5条 知事は、前条第2項に定める申込書が適当であると認められる場合は、ホームページにて当該申込みに係る農人ボランティアの募集を行う。
- 2 知事は、前項の規定により募集した農人ボランティアに係る参加申込みを受け付けた場合は、第3条第2項に定める農人ボランティア参加申込書の内容のうち、次に掲げる事柄を受入希望農家へ提供し、作業内容等の詳細を協議するよう依頼する。
- (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 生年月日
 - (4) 連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレスのうち、提供に同意を得られたもの）
 - (5) 参加希望内容
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、募集を取り消すことができる。
- (1) 受入希望農家より募集辞退の申し出があるとき。
 - (2) 受入希望農家が死亡したとき。
 - (3) 農人ボランティア受入希望申込書の内容に虚偽等があることが判明したとき。
 - (4) その他、知事が取り消す必要があると認めるとき。

（ボランティア保険）

- 第6条 農人ボランティアは、活動を行う日の前日までにボランティア保険に加入する必要がある。
- 2 前項に定めるボランティア保険に加入する際に必要な経費については、農人ボランティアの自己負担とする。

(経費の負担)

第7条 ボランティア活動場所等までの交通費及び飲食代は、農人ボランティアの自己負担とする。その他、活動に際し必要な経費の負担割合については、受入希望農家と農人ボランティアが協議の上、決定するものとする。

2 受入希望農家は、農人ボランティアに対し、ボランティア活動に係る労働の対価としての報酬、交通費、飲食代等いかなる金銭も支払ってはならない。

(報告)

第8条 受入希望農家は、農人ボランティアの活動終了後、速やかに農人ボランティア活動報告書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

(個人情報)

第9条 農人ボランティア及び受入希望農家は、農人ボランティア活動により知り得た個人情報（以下、「個人情報」という。）を適切に管理し、農人ボランティア活動後は速やかに廃棄、消去する必要がある。

2 農人ボランティア及び受入希望農家は、個人情報の目的外使用や第3者への提供等を行ってはならない。

3 農人ボランティア及び受入希望農家は、個人情報の漏えいや紛失等が生じた場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事柄については、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年（2020年）12月11日から施行する。